

# 令和4年第3回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第115号

令和4年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年9月5日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和4年第3回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月5日（月曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 16名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 白 川 正 樹

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
-----------	-------------

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局長 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	亀井真治

**○白川正樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回まんのう町議会定例会を開催いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。

「あかあかと日はつれなくも秋の風」（芭蕉）。朝夕は随分と秋の気配が感じられる今日この頃です。そして、猛烈な台風11号の今後の影響が心配されるところでございます。

本日、令和4年第3回9月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、報告2件、決算認定7件、議案5件及び諮問1件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○白川正樹議長** 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

**○常包議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案5件、同法第180条の規定に基づく専決処分報告1件、同法第233条の規定に基づく決算認定案件7件を受理いたしました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づく報告1件、人権擁護委員法第6条の規定に基づく諮問案1件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県中部広域競艇事業組合において定例会及び臨時会が開催され、各会計の補正予算、決算認定、専決処分の承認等についての審議結果の報告

がありました。

次に、監査委員より、令和4年5月分から7月分までの例月出納検査の報告、令和3年度分の定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査、基金運用状況審査、まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果と意見書の提出があり、受理いたしました。

これらの書類はタブレットの今定例会の報告フォルダにそれぞれ入れておりますので、よろしく願いいたします。

また、請願・陳情書関係で6月定例会以降に1件の陳情書の提出があり、議会運営委員会で審議した結果、議長預かりとすることとなりました。写しをタブレットの請願・陳情書フォルダに入れ、配付に代えさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議会報告を終わります。

**○白川正樹議長** 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

**○白川正樹議長** 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

**○川西米希子議会運営委員長** 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月2日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、議会運営委員会委員6名が出席し、議長、執行部、同席の下、第3回定例会の運営について審議しましたので、御報告いたします。

お手元に配付されております議事日程第1号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から9月22日までの18日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）

日程第9 報告第2号 令和3年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第10 認定第1号 令和3年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について  
総務常任委員会付託

日程第11 認定第2号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定について 教育民生常任委員会付託

日程第 1 2 認定第 3 号 令和 3 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第 1 3 認定第 4 号 令和 3 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第 1 4 認定第 5 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第 1 5 認定第 6 号 令和 3 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第 1 6 認定第 7 号 令和 3 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第 1 7 議案第 1 号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 1 8 議案第 2 号 まんのう町税条例等の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 1 9 議案第 3 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて 即決でお願いいたします。

日程第 2 0 議案第 4 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について 即決でお願いいたします。

日程第 2 1 議案第 5 号 令和 4 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号 総務常任委員会付託

日程第 2 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決でお願いいたします。

一般質問は 9 月 6 日、7 日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

**○白川正樹議長** 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定により、議長において、1 1 番、大西樹君、1 2 番、松下一美君を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

○白川正樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決しました。

### 日程第4 町政報告

○白川正樹議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、6月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の状況についてでございます。

国内では、7月に入って新規感染者数が再増加し、感染拡大の第7波に入りました。新規感染者数が20万人を超える日も相次ぎ、過去最大であった第6波を上回る波となっています。この主な要因は、非常に感染力の強いオミクロン「BA.5株」が主流となったことによるものであり、新規感染者数がこれまでにない勢いで増加するなど、さらなる感染拡大に歯止めがかからない状況下にあります。

本県におきましても、全国と同様にBA.5系統への置き換わりが急速に進み、7月下旬以降、平日において新規感染者数が1,000人を超えた日が続きました。さらにお盆明けからは2,000人を超える日もあり、8月18日には過去最多の2,762人となるなど、これまでにない多くの感染者が確認されています。

また、医療提供体制について、確保病床使用率が50%を超えるなど、医療機関への負荷が急速に高まっていることを踏まえ、「BA.5対策強化宣言」を行い、基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療の逼迫回避の両立を図ることとされました。

そのような状況の中、本町におきましては、国及び県の動向や対処方針、要請等を受けて、6月以降もまんのう町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を3回開催し、情報の把握、関係部署、関係機関との情報共有と対処方法について協議してまいりました。

特に公共施設等の利用については、感染予防のために利用制限等を引き続き行うことといたしました。詳細につきましてはホームページなどでお知らせしております。施設を利用される住民、各団体の方々には御迷惑をおかけしておりますが、御理解、御協力をお願いいたします。

また、住民の皆様には感染のさらなる拡大を防ぐため、改めて一人一人の意識が要であることを念頭に、より一層感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

す。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

現在、9月30日までの予約を受け付けております。医師会をはじめ関係機関の御協力の下、60歳以上の方、基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方、あるいは医療従事者や高齢者施設などで従事する方々を対象に4回目接種を、12歳以上の方を対象に3回目接種を、並びに5歳以上の方を対象に1回目・2回目接種を実施しておりますので、まだ接種されていない方は御検討くださいますようお願いいたします。

また、オミクロン株対応ワクチンの接種につきましては、国の指示内容に沿って広報、行政告知放送及び町ホームページなどでお知らせしてまいります。

次に、本町の財政状況について御報告いたします。

本日より開催の9月定例議会において令和3年度決算認定をお願いしておりますが、一般会計の決算状況は、実質収支が4億4,519万7,000円の黒字となりました。単年度収支は2,200万円の赤字となりましたが、実質単年度収支につきましては2億7,291万6,000円の黒字となりました。

また、財政の健全化を示す各指標について、経常収支比率はコロナ関連の臨時事業など臨時的経費の増加などにより、前年度に比べて4.9ポイント下降し、79.8%となりました。実質公債費比率は元利償還金が増加しているものの、コロナ関連により交付税の増加や臨時財政対策債発行可能額の増加などの要因により0.4ポイント下降し、7.9%となりました。公債費負担比率につきましては、長期債の元利償還金は増加などの要因により、前年度に比べて0.2ポイント上昇し、17.5%となりました。

次に、香川県の7月末の人口は93万5,315人と、昨年同期比で9,269人の減となりました。まんのう町におきましても、7月末現在の世帯数は7,464世帯で、昨年同期に比べまして19世帯の減となりました。人口は1万7,736人と、287人の減となっております。

次に、防災関係についてでございます。

本年5月に予定されておりました土器川総合水防演習は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に伴い中止となりましたが、代替訓練として6月19日に水防工法技術講習会及びWeb方式での情報伝達訓練が開催され、水防工法と情報連携の習熟が図られました。

また、香川県との合同開催の総合防災訓練につきましては、10月開催に向けて関係機関と準備を進めているところでございます。

幸い梅雨前線による避難情報の発令は本年度もございませんでしたが、台風の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大状況については、今後も注視しながら住民への避難情報の早期発信を心がけ、防災・減災対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

香川県下の本年における交通事故死者数は7月22日現在、年累計で19件20人とな

り、昨年同期 21 件、21 人と比べ 2 件の減、1 人の減となっております。町内においては、今年の上半期は人身事故発生件数 17 件、昨年同期 23 件で 6 件減少、死者数は昨年と同じく 1 人、負傷者数は 18 人、昨年同期 28 人で 10 人減少しております。

9 月 21 日から 30 日には「秋の全国交通安全運動」が実施されますが、まんのう町におきましても、早朝や夕方のキャンペーンなどを通じて早めのライト点灯、全席シートベルト着用の徹底や歩行者、自転車利用者に対する反射材活用の啓発に取り組んでまいります。

次に、農業関係についてでございます。

まんのう町が取り組んでおります「ひまわりプロジェクト」に関しましては、今年度、約 14 ヘクタールの農地に作付が行われました。作付補助につきましては、6 月上旬にひまわり振興協議会で適正な管理ができていないか確認を行い、管理不十分な栽培者に対しては指導を行いました。

今年度は天候にも恵まれ、当初の計画どおり刈取り作業が行われており、ヒマワリ種子の収穫量、品質に関しても問題なく、良質の種子が収穫できるものと考えております。

また、まんのう町主食用米生産継続臨時支援金につきましては、長引くコロナ禍の中、外食需要の減少などにより米の在庫が膨らみ、令和 3 年度米概算金が大幅な下落をしたため、その影響を受けた町内の稲作農業者に対し臨時的に支援金を給付することで、時期作に向けた生産意欲の向上と営農継続のための支援を行います。対象農家が約 1,300 件で、884 件の農家より申請があり、支援金として合計 3,180 万 1,000 円を交付するものでございます。

次に、地域振興関係についてでございます。

ヒマワリが 6 月下旬から町内のあちらこちらで開花を始め、7 月 16 日には 3 年ぶりに「ひまわりまつり」が開催されました。一面黄色で染められた帆山地域のヒマワリ畑では、香川大学生が考案し、包括連携協定を締結している明治安田生命保険相互会社と SOMP O ひまわり生命保険株式会社の協力の下、「ひまわり迷路」や「どこでもドア」、「幸せの鐘」など設置したところ、インスタ映えのスポットとして写真撮影や観賞など町内外から多くの方が来場され、まんのう町を広く PR できたものと考えております。

また、SOMP O ひまわり生命保険株式会社が調査した日本全国 1,000 人に聞いた 2022 年夏に行きたい夏の風物詩「ひまわり畑」ランキングでは、第 1 位が北海道北竜町の「北竜町ひまわりの里」、第 2 位が山梨県南都留郡の「山中湖花の都公園」、そして第 3 位がまんのう町の「中山ひまわり団地」となっています。

さらに、先般、北海道北竜町で開催されました「第 4 回全国ひまわりオイルサミット」でひまわりオイルの試飲が行われ、同席されておられました北海道酪農学園大学で食と健康学を研究されております阿部教授からも高評価のお言葉をいただき、まんのう町産のオイルが群を抜いておいしいとの評価をいただきました。このことから、私の知っている限りでは、まんのう町のひまわりオイルが日本一だと思っておりますので、さらにひまわり

プロジェクト事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、7月21日に大阪府松原市の幸南食糧株式会社様から企業版ふるさと納税制度による寄附金1,000万円を「まんのう町の発展と未来の子供たちへの応援」として御寄附いただきました。この寄附金はまんのう町奨学金事業とまんのう町ものづくりプロジェクト事業に活用してまいります。

次に、商工関係についてでございます。

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響により、売上げが減少している町内事業者及び住民生活を支援するため、プレミアム50%つきの商品券を発行いたしました。計画していた申込数を越えたことから抽せんを行い、7月23日から25日の3日間で約2億4,000万円の商品券を販売いたしました。使用期限は翌年の1月末までの6か月となっておりますので、早めに使用していただきますようお願いいたします。

次に、福祉関係でございます。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、3年ごとに策定することとなっており、令和6年3月策定予定の第9期事業計画の委託業者選定に当たり、8月25日に事業者によるプレゼンテーションを実施いたしました。令和4年度は計画の策定に当たり、地域に居住する高齢者の課題や介護予防ニーズ等を把握・分析するために、国の指針に基づく介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施し、令和5年度で策定委員会を開催し、事業計画や介護保険料等について審議を行い、第9期まんのう町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定を行います。

次に、健康増進関係についてでございます。

予防接種事業では、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開に伴い、定期接種の機会を逃した方に対しましても公費での接種が行われております。定期の方を含め対象となる方には予診票を送付するとともに、既に自費で接種された方に対しましては、接種費用の助成も実施しておりますので、子宮頸がん予防のため、ワクチン接種と20歳からのがん検診について、ぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

次に、教育関係についてでございます。

最初の御報告でございますが、先週の木曜日、9月1日に満濃南こども園が新しい統合施設での教育・保育を開始いたしました。平成28年4月からこども園として運営をいたしておりましたが、旧幼稚園施設と旧保育所施設の2か所に分かれての運用でございました。こども園としての有効な機能が十分に発揮できない環境であったため、統合施設での運用はこども園となった当初からの懸案事項でございました。平成29年度の満濃南こども園検討委員会の答申を受けまして、用地買収にかかり、令和元年度に用地を購入いたしました。その後、令和元年度末から造成工事に着手し、令和2年度には造成工事が完了し、昨年度から建築工事に取りかかっていたところでございます。去る6月20日に建築工事が竣工し、いよいよ仕上げとなる外構工事も8月19日に竣工した次第でございます。

これによりまして、町内六つのこども園全てにおいて、それぞれ同じ建物の中での教



育・保育が可能となりました。まんのう町の将来を担う子供たちがすくすくと成長することを祈ってやみません。

学校施設につきましては、昨年度より2か年計画で実施しております琴南小学校の大規模修繕工事におきまして、本年度は先週末までの夏休み期間中に校舎の西側と体育館の修繕を行いました。児童らはリニューアルされた校舎と体育館で2学期を迎えております。

次に、国際交流の一環として例年実施しておりました中学生海外派遣につきましては、本年度もコロナ禍のため、令和2年度から3年連続して中止となりました。毎年、4泊5日間の日程でシンガポールの家庭に滞在しながら異文化交流を体験する短期留学ではございますが、参加した子供たちにとっては忘れ得ぬ体験となる海外派遣が来年度はぜひ実施の再開ができるよう願っているところでございます。

続きまして、中学生の部活動についてでございます。本年度の県総合体育大会におきまして、剣道部は男子が団体が準優勝、個人戦では小嶺さんがベスト8となり、また、女子は個人戦で松岡さんと尾寄さんがベスト8、福留さんが第3位となり、それぞれ四国大会に出場し、男子団体が第3位と健闘いたしました。

また、水泳部の福江さんが200メートル平泳ぎで準優勝に輝き、四国大会に出場いたしました。

なぎなた選手権大会におきましては、演技競技で本屋敷さんが優勝し、境美奈・境香奈組が準優勝、試合競技で本屋敷さんが準優勝、境香奈さんが第3位になりました。また、全国なぎなた大会に団体が本屋敷さんと境美奈さんが出場、試合競技に境香奈さんが出場しました。

本年度も全国大会や四国大会で活躍する選手を輩出する満濃中学校の生徒を頼もしく誇りに思う次第でございます。

次に、学校現場等における新型コロナウイルスの感染状況についてでございますが、学校関係におきましても、第7波と言われる7月に入りまして、昨日までに感染者が324人を数えております。小学校とこども園におきましては、マスクを外して実施するプールでの感染が疑われる集団感染も発生しており、学級閉鎖、または登園自粛の措置を8件いたしました。

一方では、機会があるごとに保護者に対しまして、児童生徒はもちろん、御家族の方に頭痛、喉の痛み、せきなどの風邪症状や発熱、胃腸の不調などによる体調不良の場合には登校や登園をさせずに休養し、必要に応じて医療機関を受診するようお願いしており、保護者の的確な対応によりまして、学校や園内での広がりが抑えられているものと感謝しております。

次に、生涯学習関係についてでございます。

毎年、地域の方々が大勢参加し、盛大に開催される公民館まつりにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、5館は縮小し、作品展示、催しの実施、2館は中止とし、作品展示のみと決定されました。

来年2月に開催予定でありました「森のコンサートと楽しい音楽会」につきましても、町民文化ホール吊り天井撤去工事のため中止となっております。

また、20歳の門出を祝う「はたちの集い」を来年1月8日に仲南小学校体育館において開催を予定しておりますが、開催方法等については検討しながら準備を進めてまいります。

生涯学習施設関係につきましても、6月に着工した町民文化ホール吊り天井撤去改修工事は固定席を脱着し、内部足場を設置し、天井撤去を開始しました。来年3月の完了に向けて工事を進めております。

また、琴南公民館多目的ホール吊り天井撤去工事についても、11月に着工できるように実施設計書を作成しており、来年3月の完了に向けて工事を進めております。

次に、文化財関係についてでございます。

昨年度より着手しております国の名勝に指定された満濃池の保存活用計画の策定につきましては、満濃池保存活用計画策定委員会において「名勝満濃池の価値を保存し、次世代へ確実に伝えていくための管理の方法」や「満濃池の魅力を生かした活用方法等」を検討しており、今年度中にその基本方針を定めた保存活用計画を策定いたします。

また、仲南地区佐文の「綾子踊」を含む民俗芸能「風流踊」が、令和4年11月28日から12月3日に開催されます政府間委員会においてユネスコ無形文化遺産登録の審議・決定がなされる見込みとなっておりますので、登録に向けた機運醸成や記念事業の計画・実施を行ってまいります。

次に、支所関係についてでございます。

仲南地区の伝統行事であります仲南地区町民バレーボール大会については、昨年、一昨年と新型コロナウイルスの影響で中止となり、今年は何とか開催できないものかと模索いたしましたが、選手、役員、応援の方々が密になることから避けることができず、それに対する感染対策や会場の中での対応が十分に取れないことから、3年連続の中止を余儀なくされております。

また、琴南地区におきましても、夏の恒例行事でありますことなみイベント協会主催の「ことなみサマーフェスタ」について開催に向けて検討しておりましたが、新型コロナウイルス感染者数の増加に伴い、感染防止対策を十分にとることが難しいと判断し、非常に残念な決断となりましたが、3年連続で中止といたしました。

以上、簡単ではございますが、6月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

**○白川正樹議長** 町政報告を終わります。

## **日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）**

**○白川正樹議長** 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

**○白川皆男教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

去る8月29日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長及び執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

まず、琴南小学校改修工事、満濃南こども園統合施設を現地視察しました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より報告を受けました。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について報告がありました。

委員より、町内のコロナ感染者数を地区別、年代別に把握はできるのかとの質疑があり、執行部より、地区別、年代別には把握できず、県が公表する町全体の感染者数のみになるとの答弁がありました。

委員より、内科診療所の受診者の疾病別データはあるのかとの質疑があり、執行部より、疾病を分類、集計することは可能であるとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、主要行事、戸籍・住基関係、環境衛生関係について報告がありました。

委員より、合併浄化槽の点検を町指定業者が行っているが、このほかに県の指定機関も検査に来る。点検、検査の回数や内容を見直し、個人の負担額を減らすことはできないのかとの質疑があり、執行部より、点検、検査は法令で定められているが、制度内容について、再度、県等に確認するとの答弁がありました。

委員より、今後、町有地などに設置している太陽光パネルの撤去や処分について問題になると思う。町は対策を考える必要があるのではないのかとの意見があり、執行部より、業者撤退時の諸問題に対応するため、関係部署で調査、研究を進めたいとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告、園児・児童・生徒数、学校関係者の新型コロナウイルス感染状況について報告がありました。

委員より、満濃南こども園統合施設に出入口が5か所あるが、監視カメラの設置など安全対策はどのように考えているのか。また、フェンスが低い箇所があったが、子供たちが乗り越えることはないのかとの質疑があり、執行部より、防犯カメラは出入りが考えられる箇所には設置している。門扉もほかのこども園と同じように子供では開閉できないような対策を取っている。フェンスの高さについては、5歳児が乗り越えない基準で施工しており、先生からも登らないように指導をするとの答弁がありました。

委員より、子供が新型コロナウイルスに感染したときなどは子供の介護が必要になり、仕事を休むことがある。その場合、収入が減る方などがいると思うが、どのような支援、対応をしているのかとの質疑があり、執行部より、国の支援策になるが、そういった場合

の休業補償がある。保護者の方には周知をしており、対象者には補償されていると思われるとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、行事等の報告、令和3年度の福祉関係の実績報告、国民健康保険の状況、後期高齢者医療保険の状況、介護保険の状況について報告がありました。

行事等の報告の中で、7月11日には鳥取県岩美町民生児童委員協議会より視察研修があり、本町の民生委員と意見交換などを行い、有意義な時間だったとの報告がありました。

委員より、令和5年度から18歳までの高校生を対象に医療費を無料とする町独自の支援策を考えているとのことだが、就職をしている18歳以下の方など、全ての18歳以下の方を対象にできないのかとの質疑があり、執行部より、現在は制度を構築する中で、善処できるよう作業を進めているとの答弁がありました。

委員より、虐待の認定は客観的判断が必要だが、その客観的判断や情報収集はどのようにしているのか。また、判定はどの機関が行っているのかとの質問があり、執行部より、客観的判断や情報収集については、社会福祉士が学校や保護者などいろいろな方から聞き取りなどを行いながら判断し、ケースによっては児童相談所に連絡し、対応願っている。また、学校側で発見した場合は、虐待の疑いがあるものは全て児童相談所に報告し、その後は児童相談所の専門員が全て対応することになっているとの答弁がありました。

また、委員より、生活保護について、コロナ禍により地元自治会等の会合が減り、地域コミュニティが毀損してきている。人と人との関わりが減ってきている中、取り残された潜在的困窮者の早期発見やつなぎ役は民生委員になるのかとの質疑があり、執行部より、民生委員につなぎ役となってもらえることが多い。また、地域で支援や地域の方がつなぎ役となってもらえる取組を行っている。町としてもできる限りの支援をしたいと考えているので、今後も協力を得ながら取り組みたいとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等報告、中讃圏域健康生きがい中核事業、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、4月より不妊治療が保険適用となっているが、保険適用にならないケースがある。その場合の独自支援や、保険適用となった場合でも上乘せの独自支援など様々な支援を行っている県内の自治体がある。独自支援についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、健康増進課としても必要と考えている。現在、県内の自治体と情報共有をしながら、どのような支援が望ましいのか検討しているとの答弁がありました。

委員より、コロナワクチンの接種率を上げるには、民生委員や社会福祉協議会と連携して情報提供や啓発をしてはどうか。また、コロナ関連のお知らせも連携して周知してはどうかとの意見があり、執行部より、ワクチン接種の推進やコロナ関連の周知に関しては、民生委員や社会福祉協議会と連携して周知、啓発を行ってきた。また、個別通知などはコロナ関連のものとは見た目で見分けやすく工夫している。民生委員や社会福祉協議会とは、引き続き、連携して取り組みたいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんの

う利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況について報告があり、スポーツセンターまんのうの利用者数や天文台の開館日数などは昨年度より大幅に増えているとの説明がありました。

委員より、仲南武道館やサン・スポーツランド仲南など、よく利用している様子を見かける。今後も利用促進を図るようにとの意見がありました。

委員より、町民文化ホール吊り天井撤去工事は順調に進んでいるのかとの質疑があり、執行部より、順調に進んでいる。現在、足場設置の完了検査が終わったところで、これから照明の撤去を行う予定としているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

**○白川正樹議長** 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

**○合田正夫建設経済常任委員長** それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月26日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長及び執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

まず、高篠地区羽間、町道下仲屋敷立石線道路改良工事と仲南地区買田、農地転用現場と、四条地区福家、町道杉ノ上本村線道路改良工事をそれぞれ現地視察しました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、令和4年度地籍調査事業測量等業務委託入札の報告と全国国土調査協会四国ブロック会定例総会、第61回全国国土調査協会定時総会、地籍調査地区地元説明会の開催状況の報告、地籍調査事業連絡会議・担当者会議の報告がありました。

次に、農林課より、農業委員会定例会等の開催状況、農林振興関係の行事報告のほか、満濃農村環境改善センター利用状況、有害鳥獣捕獲頭数の報告がありました。

委員より、森林整備担い手対策協議会で協議した中で、内容はどのような話が多かったのかとの質疑があり、執行部より、協議内容は森林環境譲与税の話が多く、費用の一部を県内同率で集めて、新規で林業を営む方の育成に充てる方向性の内容であったとの答弁が

ありました。

委員より、ナラ枯れ対策について県はどう判断しているのか。多面的に見て森林を重要視している自治体と、そうでない自治体との温度差をどう感じたのかとの質疑があり、執行部より、都市部の自治体であっても環境保全や多面的な森林保持について前向きに話し合っている。ただ、具体的な数字や予算については示されていないとの答弁がありました。

委員より、有害鳥獣に関して捕獲頭数は令和3年度、令和4年度と理解できるが、捕獲に使用する器具の補助申請状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、電気のメッシュ柵は令和3年度は41件の申請、箱わな6件、電気止め刺し器は5件あったとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。

委員より、町内の建設業者のA・B・Cのランクづけするための資料は出せるのかとの質疑があり、執行部より、ランク分けの一覧表を提供するとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得及び地域木材利用住宅等補助事業、ひまわり推進事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工事業、移住定住事業、地方創生事業、企業誘致推進事業、水道給水管布設工事補助金交付事業の報告がありました。

委員より、ひまわり推進事業を地域振興課としてどのようにSNS等を利用して情報発信を行ったのかとの質疑があり、執行部より、インスタグラムでヒマワリの開花情報を定期的に情報発信し、多くの人に投稿をしてもらったとの答弁がありました。

委員より、マイナポイント事業について住民にどういった勧め方をしているのか。利点の説明や支援をどのようにしているのかとの質疑があり、執行部より、本来の目的はマイナンバーカードを作ってもらうことで、そのためにマイナポイントの登録の支援をしている。ただ、丁寧に説明をしても理解していただけない方もおられることと、窓口は住民生活課が行うことになっているとの答弁がありました。

委員より、企業誘致推進事業の中で、町としてどういった企業に来てもらいたいのかとの質疑があり、執行部より、企業誘致を図るために優遇制度を充実する条例を12月議会で上程したい。業種の方は広く考えているが、希望としては製造業を考えている。また、若い方の就業場所になればと考えているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

これで建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### 日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月30日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長及び執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

初めに、総務課より、5月上旬から8月上旬までの事業報告、町内火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、参議院議員通常選挙、香川県知事選挙の投票状況、防災出前講習状況等の報告がありました。 （合田正夫議員退席 午前10時30分）

委員より、7月の参議院選挙も今回の香川県知事選挙も投票率が低かった。そこで、投票率向上につながる対策を検討してはどうか。例えば投票済者に町指定のごみ袋を配ったり、移動期日前投票所の取組をしてはどうかとの意見がありました。

執行部より、前回の委員会でも意見をいただいているので、選挙管理委員会には報告している。今後、情報収集をしながら取組を検討するとの答弁がありました。

委員より、今回も香川県知事選挙の選挙公報が届くのが遅かった。立候補者や国民審査の情報を得る重要な手段のため、もう少し早く配布することはできないのかとの質疑があり、執行部より、配布は日本郵便株式会社に委託しており、規定内での日程で配布を行ったが、今後は少しでも早い配布ができるよう協議していきたい。また、配布以外の周知方法として、町ホームページに選挙公報のリンク先を貼ったり、入場券にQRコードを印刷した。今後もしろいろな対策を検討したいとの答弁がありました。

委員より、開票所の照明が暗いのではないかと。照明の追加をしているが、場所の変更なども検討してはどうかとの意見があり、執行部より、現在の開票所は施設老朽化のため照明が暗い。今回も臨時的に照明を追加しているが、会場の変更も含めて、開票所の環境改善について検討したいとの答弁がありました。 （合田正夫議員入室 午前10時32分）

委員より、琴南地区の投票率が悪い。期日前投票所の増設など、町全体の投票率向上の取組をしてほしいとの意見があり、執行部より、期日前投票所増設については、パソコンでの選挙人名簿の管理をどうするかなどの問題もあるが、選挙管理委員会で協議、検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、高齢者免許返納について、返納者から移手段等の支援について要望は寄せられてないのかとの質疑があり、執行部より、要望などは特には聞いていないとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、中讃広域行政事務組合企画協議会、定住自立圏形成の事業報告、出資法人関係等では、財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の令和4年度第1四半期の実績報告がありました。また、コミュニティー・自治会関係では、コロナの影響等により町政懇談会は中止とのこと。交通対策関係では、あいあいタクシー、福祉タクシーの利用状況報告、公聴広報、情報政策、人権啓発、男女共同参画推進関係の事業報告がありました。

委員より、財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の運営について、会計事務所の所見を踏まえ、執行部として今後どのように考えていくのかとの質疑があり、執行部より、財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社と協議して報告するとの答弁がありました。

委員より、町政懇談会が中止となり、意見交換の場がなくなった。町政懇談会の在り方や情報発信の手段をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、周知の必要な情報は広報や告知放送でお知らせしているが、コロナ禍が落ち着いた段階で再度考えていきたいとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和4年度の町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の調定額について、町民税7億5,628万4,400円、国民健康保険税3億22万9,200円、介護保険料5億139万8,400円、後期高齢者医療保険料2億896万9,700円である。また、町民税等の滞納繰越残高の推移状況について報告がありました。

委員より、スマートフォン決済導入後の利用状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、7月末までに約400件の利用があったとの答弁がありました。

次に、会計室より、令和3年度の一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について報告があり、一般会計について歳入決算額126億4,967万7,051円、歳出決算額121億1,795万9,798円、歳入歳出差引残額5億3,171万7,253円であり、対前年度と比べ歳入が約12%の減、歳出が約12.3%の減であるとの報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告があり、琴南農改センター、琴南総合センターは5月、6月に検診があったため利用人数が多くなった。また、児童手当の申請が必要でなくなったため、受付件数が減っているとの報告がありました。

最後に、仲南支所より、事業報告、町マイクロバス運行実績の報告がありました。また、仲南地区町民バレーボール大会と忠八祭りの実施については、関係者と協議した結果、コロナ禍のため中止することとなった。二宮忠八飛行神社大祭は規模を縮小し、神事のみ実施するとの報告がありました。

委員より、福祉バスの利用が一部の地域に偏っている。もっと利用の案内をしてはどうかとの意見があり、執行部より、仲南地区の自治会長会で利用実績の報告及び利用の案内



などを行っている。今後もいろいろな手段で利用を呼びかけたいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、総務常任委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で10時55分まで休憩といたします。

**休憩 午前10時39分**

**再開 午前10時55分**

**○白川正樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

#### **日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）**

**○白川正樹議長** 日程第8、報告第1号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）の件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告（給食費滞納等の請求事件）について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、令和4年6月24日付で別紙専決処分書のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要といたしましては、給食費の滞納が9万9,000円であり、滞納者に対し督促等再三の納付指導を行ってまいりましたが、その履行がなされないため、支払督促の申立てを丸亀簡易裁判所に行ったものでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

**○白川正樹議長** 本件は議会の委任による専決処分ですが、特に質疑がありましたら許可をいたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑を終了いたします。

これをもって、本件は報告済みといたします。

#### **日程第9 報告第2号 令和3年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について**

**○白川正樹議長** 日程第9、報告第2号 令和3年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、報告第2号 令和3年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

2ページ目を御覧ください。

健全化判断比率についてであります。上段の表のとおりとなっております。実質赤字比率、連結実質赤字比率は昨年度と同様に該当ありませんでした。実質公債費比率は昨年度から0.4ポイント減の7.9%となりました。将来負担比率においては昨年度と同様に該当ありませんでした。全ての指標で基準を下回っており、3年度も健全な結果となりました。

次に、資金不足比率についてであります。下段の表のとおりとなっております。こちらの指標も昨年度と同様に、全ての公営企業会計において資金不足はない結果となっております。良好な結果となりました。

なお、令和3年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について、8月5日に監査委員の審査に付しており、その意見書を添付しておりますので、御確認ください。

以上、報告いたします。よろしくお願い申し上げます。

**○白川正樹議長** 本件は報告事項ですが、特に質疑がありましたら許可をいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

これをもって、本件は報告済みといたします。

**日程第10 認定第1号 令和3年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について**

**日程第11 認定第2号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第12 認定第3号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第13 認定第4号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第14 認定第5号 令和3年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第 1 5 認定第 6 号 令和 3 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第 1 6 認定第 7 号 令和 3 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○白川正樹議長 日程第 1 0、認定第 1 号 令和 3 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 1、認定第 2 号 令和 3 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 2、認定第 3 号 令和 3 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 3、認定第 4 号 令和 3 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 4、認定第 5 号 令和 3 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 5、認定第 6 号 令和 3 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 6、認定第 7 号 令和 3 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上、認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 件について、会議規則第 3 7 条により一括議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認め、認定第 1 号から認定第 7 号までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、認定第 1 号から認定第 7 号、認定 7 件の概要説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が 1 2 6 億 4, 9 6 7 万 7, 0 5 1 円、歳出決算額が 1 2 1 億 1, 7 9 5 万 9, 7 9 8 円となったことから、歳入歳出差引残額は 5 億 3, 1 7 1 万 7, 2 5 3 円で、翌年度へ繰り越すべき財源の 8, 6 5 2 万円を差し引いた翌年度への繰越額は 4 億 4, 5 1 9 万 7, 2 5 3 円でございます。このうち、地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入金はございません。

また、一般会計における年度末地方債残高は 1 2 7 億 3, 3 8 8 万 6, 0 0 0 円で、前年度比 3 5 6 万 8, 0 0 0 円の減となっております。

理由といたしましては、令和 2 度中の借入額 1 7 億 4, 2 8 0 万円に対して令和 3 年度が 2 億 6, 2 1 0 万円減の 1 4 億 8, 0 7 0 万円と、借入額が減少したことなどによるものでございます。

特別会計におきましては、起債の償還終了及び地方債発行額の減少により、地方債残高は前年度に比べて 1 億 1 4 万 7, 0 0 0 円の減となっております。

認定第 1 号から認定第 7 号までは地方自治法第 2 3 3 条の 3 の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

なお、地方自治法第 2 3 3 条の 5 の規定により、主要施策の成果報告書を併せて提出し

ておりますので、お目通しをお願いいたします。

要点説明につきましては、会計管理者より説明を行わせますので、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

**○白川正樹議長** 会計管理者、黒木正人君。

**○黒木会計管理者** 私からは、ただいま上程されました認定第1号から第7号のうち、町長から御説明いたしました一般会計を除いた特別会計の決算額につきまして御報告申し上げます。決算書に沿って御説明いたしますので、お手元に配付されています決算書を御用意ください。

それでは、決算書の209ページをお開きください。

認定第2号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計のうち、事業勘定の歳入歳出決算でございます。歳入決算額23億7,815万7,344円に対しまして、歳出決算額22億5,297万5,500円となり、歳入歳出差引残額は1億2,518万1,844円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は1億2,518万1,844円でございます。

なお、決算額の対前年度比は歳入が3%の増、歳出が2.1%の増となっております。

次に、251ページをお開きください。

令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち、歯科の歳入歳出決算でございます。歳入決算額406万7,710円、歳出決算額は同額の406万7,710円、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。決算額の対前年度比は歳入歳出ともに0.2%の減となっております。

続きまして、265ページをお開きください。

令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち、内科の歳入歳出決算でございます。歳入決算額6,149万3,016円に対しまして、歳出決算額は同額の6,149万3,016円となり、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。決算額の対前年度比は歳入歳出ともに2.4%の減となっております。

また、国民健康保険特別会計全体の決算額の対前年度比は歳入が2.8%の増、歳出が1.9%の増でございます。

次に、291ページをお開きください。

認定第3号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額2億9,370万7,196円に対しまして、歳出決算額2億9,097万8,405円となり、歳入歳出差引残額は272万8,791円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は272万8,791円でございます。決算額の対前年度比は歳入が1.6%の減、歳出が0.3%の減となっております。

次に、313ページをお開きください。

認定第4号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額26億7,184万7,423円に対しまして、歳出決算額26億6,427万1,672円となり、歳入歳出差引残額は757万5,751円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は757万5,751円でございます。決算額の対前年度比は歳入が1.2%の増、歳出が1.1%の増となっております。

369ページをお開きください。

認定第5号 令和3年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額2億645万160円に対しまして、歳出決算額2億49万7,325円となり、歳入歳出差引残額は595万2,835円でございます。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が18万1,000円ございますので、これを差し引いた翌年度へ繰越額は577万1,835円でございます。決算額の対前年度比は歳入が3.4%の減、歳出が3.1%の減となっております。

393ページをお開きください。

認定第6号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額3,230万7,057円に対しまして、歳出決算額3,210万3,996円となり、歳入歳出差引残額は20万3,061円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は20万3,061円でございます。決算額の対前年度比は歳入が2.9%の減、歳出が0.1%の増となっております。

413ページをお開きください。

認定第7号 令和3年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額3,593万3,691円、歳出決算額は同額の3,593万3,691円、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。決算額の対前年度比は歳入歳出ともに18.6%の減となっております。

429ページからは財産に関する調書でございます。

なお、執行内容の詳細につきましては、付託予定であります常任委員会におきまして、各担当課長より御説明申し上げます。

以上、御審議いただき、御認定のほどよろしくお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

**○白川正樹議長** 質疑に入る前に、監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いいたします。

大西豊監査委員。

**○大西豊監査委員** 決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年度まんのう町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査を行いましたので、報告をいたします。

審査に要しました期間は定期監査等の監査を含め7月19日から8月12日まで行い、

新名代表監査委員と私とで審査をいたしました。

審査の方法は主要施策の成果に関する報告書、各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書等の関係帳簿等により照合審査を行うとともに、各課に都度説明を求め、計数の正確性及び予算執行の適否などを重点に審査を行いました。

審査の結果は、歳入歳出決算及び書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。

今回の審査結果は監査委員の意見も含めて申し上げます。

本町の財政状況は比較的安定した運営が行われていると言える。これは健全化判断比率、資金不足比率等の財政指標を見ても良好と判断できるが、経常収支比率は前年度より若干改善を見たものの79.8%となっており、全体予算の7割強を占める依存財源のいかんによっては財政の硬直化が一気に進むことが懸念される。そのため、常に自主財源の確保、充実等の対策を講じるとともに、本町に見合った適正な予算規模の行政サービスを展開していくように努められたい。

ふるさと応援寄附金については、昨年の1.7倍の6,693万5,000円となり、過去最高額を記録した。新型コロナに影響を受けた巣籠もり需要が追い風になったものと思うが、関係者の努力のたまものであり、評価するところである。寄附をいただいた方々、協力していただいている事業者の皆さんにこれからも応援していただけるよう積極的に本町の魅力を内外に広く情報発信し続け、町の活性化に資することを期待している。

収入未済額の、町税については前年度よりも改善が見られる。不納欠損額も減少していることから、適正かつ計画的に徴収に取り組みられた結果だと認められる。県下でも税金の収納率が高い本町においてこれは評価できることで、公平性を保つため、引き続き、効果的な収納事務と適切な債権管理に努められたい。

新型コロナウイルス感染症対策関係では、ワクチン接種、未来応援給付金、非課税世帯等臨時特別給付金、4割上乘せプレミアム商品券発行など、相当な予算を使い、様々な取組が行われていること、コロナ禍の非常時に煩雑極まる業務に携わる関係者の方々をねぎらうとともに、終息に向けて尽力をいただきたい。

任意団体等への補助金・負担金の支出についても、新型コロナ等で活動を控えている団体にも平時と同様の補助金額を支出し、使われていない事例も見られたことから、担当課において都度十分精査し、適切な援助額となるよう、今後、見直しを図っていただきたい。

公有財産については、土地の取得または建物の設置時には設置目的、設置効果等を調査し、十分精査した上で計画的に実施するとともに、施設の利用率が悪く、政策的に保有しておく意義が乏しいものについては、公共施設等総合管理計画に基づき取壊し、または売却等を検討されたい。

決算審査と並行して行政監査として不用額に対する調査を行ったが、新型コロナ関連による事業不執行に伴う不用額以外にも多額の不用額が発生しているものが見られた。事業や補助金等の関係で年度末までの実績が見通すことができず、やむなく減額できなかった

ものや職員の節約努力により支出が抑えられたものもあるが、予算策定時、また、実施事業の精査が十分に行われず、不用額として残っているものも散見されたことから、予算の積算時または事業の終了時等に適切な事務処理を行っていただきたい。

最後に、依然収束の兆しが見えないコロナ禍により、働き方の変化、子育ての変化、移住への関心など、生活意識、生活行動、価値観等が変容してきている。町にはこの難局にあって変化を恐れず、政策的に硬直することなく、多くの住民が真に必要なとしているサービスを健全な財政運用により提供していただくことを期待したいということを監査委員の意見として上げておきます。

なお、参考までに、決算審査に併せて地方自治法第241条第5項に基づく基金運用状況審査と地方自治法第199条第4項に基づく定期監査、同条第2項に基づく行政監査、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による健全化判断比率及び資金不足比率審査を行っており、その結果を議会に提出しております。報告書はタブレットに入れておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上で、監査の報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、審査の報告を終わります。

これより、認定第1号から認定第7号までの7案件に対する質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 町長、地方財政健全化法の五つの指標はすばらしいことになりましたね。あらゆる指標が算定できないぐらい安全度が高い。将来負担率とか資金不足率とかゼロですよ。資金調達の的確さと職員たちの特定財源、交付金とか調達する努力のたまものと心より御礼申し上げます。

唯一、実質公債費比率がありますが、合併したとき15.7ぐらいだったですね。それが7まで下がって、8.3まで上がったのが、また7.9に下がった。公共インフラを積極的に整備しているにもかかわらず、適格な運用がされたものと御礼申し上げます。

そしてまた、監査委員さんが議場で監査報告をされました。令和2年に地方自治法が改正されて、新監査基準を本町でも制定しましたね。そのような方向に進んだということですね。監査委員方の努力、それを支えた事務方に敬意を表したいと思います。

不祥事があつたときでないと、監査とか内部統制の話はできませんよね。行政水準を上げる好機ですね。それを我々のまちは的確に捉えてるのではないかなと思います。

ただ、一遍にはいきません。監査委員さんからは、一般会計、特別会計決算審査及び基金運用状況調査、これは報告として文書で上がっております。しかし、行政監査を行った定期監査及び行政監査の結果報告書、これに法令遵守とか行政手法とか契約とかそういうものを審査されたことが載っておりますが、タブレットでは分からない。私もこれ見つけるの苦心惨たん、さっきまで探してました。これもやっぱり公式の報告として載せてもら

えないか、このようなお願いであります。

そして、指定管理者評価委員会と出資法人の評価委員会、これは行政内部で関係課が多岐にわたりますから、そこで評価して、内部統制的にやっていただく目的で、出資法人条例と指定管理者条例にこの委員会が盛り込まれておりますが、これは議案としての報告に載ってない。条例事項ですから、これ、議案に載せるべきじゃないかなと思います。その中身はまだまだ入念に検討すべきことが多々ありますが、一遍にいきません。じわじわ仕上げていきたい。

監査委員さんも法令遵守を全条例、前法令にわたりやることなんかできませんから、5年間で、7年間で一通り回るとかという年次の監査計画書を作っていたら、順次いくんでいいかと思いますね。

これをお願い申し上げて、町長、そのように行政報告なり監査委員報告をしてくれるのか、その御答弁を願います。

あわせて、広域水道と中讃広域、それから後期高齢者医療、後期高齢者なんかはうちの予算は2億9,000万円ですが、34億円から36億円、我が町の医療費はかかっているはずです。こうしたことを我々承知しなければならない。水道広域、中讃広域、それから後期高齢者医療、そして、社会福祉協議会も我々の町が出捐した寄附行為によりできたところですね。こうしたところの決算報告書を載せてもらえるのかどうか、町長の御答弁を願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

今、質問のありました内容につきましては、十分検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 議運もあるし、正副議長とも相談して、一遍に高みにはいけませんから、じわじわ65点から75点にして、87点ぐらい取れたらもうええかと思うんですね。実質を高めていければと思います。的確な内部統制と法令遵守、手際のよい行政手法の展開が本町の行政をますます進展されるものと、財政指標が絶好調な時期を捉えてお願い申し上げました。よろしく願い申します。御答弁要りません。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

認定第2号、第3号、第4号、第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

認定第5号、第6号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

**日程第17 議案第1号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について**



て

**○白川正樹議長** 日程第17、議案第1号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

令和4年の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正及び公務員人事管理に関する人事院報告に基づき、育児等と仕事の両立支援及び他の地方公共団体の職員との権衡を図るため、本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業の取得回数制限の緩和、また、これに伴う育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を条例に定め、育児休業を取得しやすい環境を整え、育児参加の促進を図るため、所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○白川正樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第18 議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正について

**○白川正樹議長** 日程第18、議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町税条例等の一部を改正する条例について、その提案理由を申し上げます。

この改正は地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布されたことに伴う町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては税務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**○白川正樹議長** 税務課長、小縣茂君。

**○小縣税務課長** 議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正の承認について説明を

させていただきます。

令和4年度の税制改正において、上位法である地方税法の一部が改正されました。これに伴い、上位法との整合を図るため、町の税条例等の一部を改正するものです。

それでは、1ページ、改正前、改正後、新旧対照表を御覧ください。

第18条の4は、納税証明書の交付手数料について、法律改正に合わせてDV等支援措置に対応するものです。

次に、2ページの第33条第4項及び第6項は、所得割の課税標準について、総合課税または分離課税を確定申告の記載によってのみ適用するものです。

次に、3ページの第34条第1項及び第2項は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告の記載によって行うものです。

第36条の2の第1項は、町民税の申告について、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備を行ったものです。

次に、4ページの第36条の2第2項は、町民税の申告について、項ずれを修正するものです。

第36条の3の2第1項第2号は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものです。

次に、5ページの第36条の3の3第1項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超の扶養親族（退職手当等を有する者に限る。）を有する者について提出義務を追加、記載事項に配偶者の氏名を追加するものです。

次に、6ページの第53条の7は、特別徴収税額の納入の義務等について、省令改正に合わせて項ずれの修正を行ったものです。

第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料について、法律改正に合わせてDV等支援措置に対応するものです。

次に、7ページの第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について、法律改正に合わせてDV等支援措置に対応するものです。

附則第7条の3の2第1項は、住宅借入金等特別税額控除についての延長・見直しを行うものです。内容については、住宅ローン控除の適用期限を4年延長、控除期間を13年間とするものです。

附則第16条の3第2項は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するものです。

次に、8ページの附則第17条の2第3項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、引用条項の削除に伴う規定の整備を行ったものです。

附則第20条の2第4項は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、法律改正に合わせて申告方式の選択に係る規定の整備を行ったものです。

次に、9ページの附則第20条の3第4項及び第6項は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、法律改正に合わせて申告方式の選択に係る規定の整備を行ったものです。

次に、10ページの附則第25条は、次ページの附則第26条の3の削除に伴う既定の整備です。

次に、11ページの附則第26条第1項及び第6項は、住宅借入金等特別税額控除について、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴う規定の整備を行ったものです。

次に、第2条、まんのう町税条例の一部を改正する条例の一部改正については、令和3年6月議会で報告した改正条例の第36条の3の3について、扶養親族等控除申告書の法律改正に合わせた規定の整備です。

タブレットの定例会関係、令和4年第3回定例会、議案第2号補足資料のフォルダに参考資料を載せております。参考資料1の赤枠について、赤枠の中、それと議案第2号はその補足資料になります。

今回の改正は資料の内容の改正に対応したものになります。

附則については、各条文の施行期日と経過措置を記載したものです。

以上、議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正につきまして御説明申し上げました。御理解の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** これをもって、提案理由及び内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 改正の中身は入念に説明されたんですけども、この条例改正によって何件の納税者が該当するのか、そして、幾ら税収が上がるのか、下がるのか、それを委員会において説明されることを期待します。住民生活への影響のところ、そこはやっぱり我々議会が関与すべきであって、細かな税制の中身はもう我々はお手上げです。それは皆さんにお任せするけれども、幾ら上がり、幾ら下がるのか。政府は大抵ここで下げたらこっちで上げるというふうにしてバランスを取って、微妙に改正間の調整をしてますよね。その辺の御説明を常任委員会でされることを求めます。

**○白川正樹議長** 税務課長、小縣茂君。

**○小縣税務課長** 竹林議員さんの再質問にお答えします。

条例改正の中身を吟味し、税額等の影響が確認できるものに関しては、また委員会のほうであれば説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

**日程第19 議案第3号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて**

○白川正樹議長 日程第19、議案第3号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて、その提案理由を申し上げます。

契約後11年を経過したまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、維持管理運営業務に移行して10年目に入っております。この事業は官民連携事業という特殊なものであるため、その実施内容について私は第三者による監視が必要であると考え、事業を開始した平成23年度から個別外部監査を実施してまいりました。昨年度の監査におきましては、過去の監査において指摘された事項の改善状況に加え、SPCの財務状況の確認を監査対象といたしました。

監査の結果、これまでに指摘された事項の改善状況に関しましては順次対応ができており、おおむね改善したものと報告を受けております。

また、SPCの財務状況につきましても、特段問題はないとの報告を受けているところでございます。

本町のモニタリング状況に関しましては、昨年度の監査対象ではありませんが、新型コロナウイルスの感染症対策として利用制限を実施している中、利用者に対し良質なサービスを提供できているとの評価を受けております。

このようなことから、本年度の監査につきましても、過去の監査において指摘された事項の改善状況とSPCの財務状況の2点を監査対象とした個別外部監査を実施したいと考えており、去る7月8日に本町監査委員に対し個別外部監査にて監査を実施することを求め、7月21日付で個別外部監査が相当であるとの回答をいただいております。

このことから、本日、地方自治法第252条の41第4項により準用される同法第252条の39第4項の規定により、官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 当町のPFIが中学生の教育実績を上げ、立派な中学校運営に寄与したことを高く評価しております。私も東北大学の公共政策大学院の先生とか横浜国立大学の社会科学研究院の先生とか国交省の本省課長さんとかを御案内したことがあります。皆さん、目を見張っておいでです。それは的確に包括外部監査を運用したということも寄与していると思います。地方交付税で資金面倒見てくれるわけですから、実に的確な運用と政府施策の研究した努力にお礼申し上げます。

しかし、監査というのは同じ人がしたら同じところばかり見ますよね。やっぱり何年に一遍かは人を変えたほうがいい。米田先生を中心にした三和会計事務所の監査報告書は実に立派なもので、建築士と税理士さんの目と、それから法令運用も見てて、素晴らしいです。ほぼ本町のPFI事業は問題ないから、3年か5年ぐらい包括外部監査をやめとっても心配ない。一遍ある水準まで来たら、簡単に落ちるものでないですよ。SPCの幹部が変わったりしたら、やってもええかもわからん。

米田先生のこの三和会計事務所に本町の別のところをお願いしたらどうかという提案をしておきます。

公の施設で使用料とかなんとかが出資法人に任されておりますけれども、ほぼ町役場の外でお金の受け渡しが行われていて、そこでどうなのか心配なわけです。専門家の起用、監査委員さんが全てに手が回るわけでもないし、あらゆる専門性を兼ね備えているわけでもない。米田先生の事務所は非常に力量をお持ちで、成果を出しておいで。米田先生のところを十全に活用されることが本町の行政の振興につながるのではないかと御提案申し上げます。ちゃんとやってくれたら町長は安泰ですよ。職員も深みに入らんで済む。議会も住民からようやるとると、ええこと言いよると言ってもらえますね。監査は地方自治法の新監査基準が求めるとおり、手当てを尽くしたほうがいいですね。町の職員たちはある行政水準に達したら、必ずそれを守ってくれますから。

**○白川正樹議長** 竹林議員、本議案に対する質疑を求めておりますので、質疑をお願いします。

**○竹林昌秀議員** 包括外部監査の活用方法、御進言申し上げて、今回は承認いたしますけれども、次の展開について町長の考えを求めます。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

竹林議員さんの提言、十分検討してまいりたいと思いますので、よろしく願います。

**○白川正樹議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で13時30分まで休憩といたします。

**休憩 午前11時52分**

**再開 午後 1時30分**

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

## 日程第20 議案第4号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について

○白川正樹議長 日程第20、議案第4号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

本町が実施しておりますまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は25年間の長期契約により実施する事業であり、維持管理運營業務としまして多くの業務がございます。多岐にわたる業務それぞれにつきまして専門的な理解がなければ監査の実施が難しいことから、昨年度に引き続き、本町が適切に監査を行える監査人であると認めた、高松市藤塚町一丁目10番30号、三和会計事務所に所属の税理士、米田守宏氏と来年3月末まで110万円にて個別外部監査契約を締結しようとするものでございます。

なお、このことにつきましては、去る7月27日付で本町監査委員より妥当であるとの意見をいただいております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

## 日程第21 議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

○白川正樹議長 日程第21、議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,760万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,813万7,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表を御覧ください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加及び変更分を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

第14款国庫支出金1億3,115万6,000円の増額は、国庫負担金、衛生費国庫負担金において、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として1,638万8,000円の増額、国庫補助金、総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億1,391万3,000円増額し、デジタル基盤改革支援補助金を847万3,000円減額いたしております。このデジタル基盤補助金は第20款の諸収入に組替えをしております。

次に、民生費補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金を31万1,000円増額し、衛生費補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として893万6,000円を増額、教育費補助金では、理科教育設備整備費等補助金を8万1,000円追加計上いたしております。

12ページをお開きください。

第15款県支出金は200万円の増額です。これは、第1目総務費県補助金において、空き家修繕県費補助金を200万円増額計上いたしております。

13ページを御覧ください。

第17款寄附金は1,000万円の増額です。これは、第2目指定寄附金において、企業版ふるさと応援寄附金を1,000万円追加計上いたしております。

14ページをお開きください。

第18款繰入金は2,253万7,000円の増額です。これは、第1目財政調整基金繰入金を1,258万7,000円増額、第3目地域福祉基金繰入金を5万円減額、第9目ふるさと応援基金繰入金を1,000万円増額計上いたしております。

15ページを御覧ください。

第19款繰越金2,965万5,000円の増額は、前年度繰越金であります。

16ページをお開きください。

第20款諸収入は1,735万7,000円の増額です。第1目雑入において、国庫補助金から組替えした847万3,000円を含むデジタル基盤改革支援補助金として1,105万7,000円追加計上し、コミュニティ助成金630万円を増額計上いたしております。

17ページを御覧ください。

第21款町債は1,490万円の増額です。これは、第1目総務債の合併特例債において、仲南支所周辺整備事業債を760万円、町有施設整備事業債を730万円追加計上いたしております。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

第1款議会費は181万4,000円の減額です。これは、第1目議会費において、一般職及び会計年度任用職員の共済費を第2款総務費の一般管理費に組替えするための減額補正であります。この9月補正予算において、他の款につきましても一般職及び会計年度



任用職員の共済費を第2款総務費の一般管理費に組替えしております。これは現行システムを利用し、共済の適用拡大に伴う共済費の支払いをスムーズに行うための予算組替えになりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

19ページを御覧ください。

第2款総務費は1億51万4,000円の増額です。これは、第1項総務管理費、第1目一般管理費の共済費において、先ほど御説明しました一般職及び会計年度任用職員の共済費の組替えによって1億59万4,000円を増額しております。

第6目企画管理費においては、共済費を430万5,000円減額し、第7目自治振興費においては、コミュニティ助成事業補助金を180万円、新しい生活様式対応利用促進補助金（公共交通関連）を211万円増額し、第11目かりんの里づくり事業費の共済費においては9万6,000円減額、第12目契約管理費では、入札業者管理システム構築業務委託料として105万6,000円増額しており、第13目情報通信費では、共済費を10万4,000円減額し、基幹システム標準化業務委託料など委託料を234万4,000円増額しております。

第15目支所及び出張所費においては、共済費を513万1,000円減額し、仲南支所改修工事実施設計業務委託料を800万円増額計上いたしております。

20ページをお開きください。

第21目地方創生推進事業費において、共済費を21万8,000円減額、空き家修繕補助金を400万円増額しております。

第2項第1目町税費においても、共済費を603万2,000円減額し、第3項第1目戸籍住民登録費においても、共済費を352万4,000円減額しております。

21ページを御覧ください。

第2款民生費は8,608万3,000円の増額です。これは、第1項第1目社会福祉総務費において、社会福祉管理費を共済費など447万2,000円減額、民生児童委員費を76万8,000円増額、安心ネットワーク事業費を65万円増額、一世帯当たり5万円の非課税世帯生活支援特別給付金事業費（町単独分）を合わせて1億1,250万円追加計上いたしております。

第2目老人福祉費から第6目隣保館費まで、それぞれ共済費を減額補正しております。

次に、第2項第1目児童福祉費において、共済費を17万1,000円減額、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を200万円増額し、第2目保育所費においては、私立保育所に係る物価高騰分の賄材料費補助金を100万円追加計上いたしております。

22ページをお開きください。

第3目児童措置費においては、子育て世帯生活支援特別給付金事業費に係る業務委託料を31万1,000円増額し、第4目児童館費においては、祓川公園便所新築工事設計業務委託料として300万円増額、第5目認定こども園費においては、共済費を2,607万8,000円減額、修繕料を82万5,000円、物価高騰分賄材料費を300万円そ

れぞれ増額計上いたしております。

23 ページを御覧ください。

第4款衛生費は2,147万5,000円の増額です。これは、保健衛生総務費において、共済費を490万円減額、予防費において、共済費を19万1,000円減額、役務費を61万3,000円増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保支援業務及び新型コロナウイルスワクチン接種対策業務委託料合わせて2,490万2,000円を増額計上いたしております。

第4目環境衛生費においては、共済費を112万3,000円減額し、火葬場の修繕料を250万円増額、し尿処理費においては、共済費を87万円減額、塵芥処理費においては、共済費を45万6,000円減額し、消耗品費を100万円増額計上いたしております。

24 ページをお開きください。

第6款農林水産業費は644万3,000円の減額です。これは、農業委員会費において、共済費を34万7,000円減額、農業総務費において、報酬から旅費まで合わせて225万7,000円の減額、農地費において、共済費を499万円減額し、農村環境改善センター費において、琴南農改センター屋根改修工事費を484万円増額、地籍調査費において、共済費を360万4,000円減額しており、林業総務費においても、共済費を8万5,000円減額しております。

25 ページを御覧ください。

第7款商工費は1,124万8,000円の増額です。これは、第1項第1目商工総務費において、共済費を38万5,000円減額、企業誘致に係る工業用地開発可能性調査業務委託料を600万円増額、第2目観光費において、共済費を26万7,000円減額、仲南振興公社経営改善人材育成業務委託料を440万円、振興公社経営安定化補助金を150万円それぞれ追加計上しております。

26 ページをお開きください。

第8款土木費は248万4,000円の増額です。これは、第2項第1目土木総務費において、共済費を206万3,000円減額し、道路橋梁維持費において、共済費を72万8,000円減額、琴南支所に係る修繕料を250万円、設計委託料を27万5,000円、町道維持補修工事費を250万円それぞれ増額補正しております。

27 ページを御覧ください。

第9款消防費は200万円の増額です。これは、防災対策費において、自主防災組織補助金を200万円増額補正しております。

28 ページを御覧ください。

第10款教育費は205万8,000円の増額です。これは、事務局費において、共済費を861万7,000円減額、消耗品費として検査キット200万円、コーティング業務委託料など委託料を415万円、二酸化炭素センサー購入費に300万円それぞれ増額

計上し、奨学生生活援助金を500万円減額補正しております。

第2項小学校費、第1目学校管理費におきましては、会計年度任用職員報酬から旅費までを減額し、修繕料を121万円増額、第2目教育振興費では、共済費を50万7,000円減額し、教材備品を16万3,000円増額しております。学校管理費、教育振興費、社会教育総務費においても、共済費をそれぞれ減額しております。給食場費においては、報酬、職員手当、旅費をそれぞれ増額し、共済費を191万4,000円減額、物価高騰分賄材料費を1,000万円増額計上しております。

30ページをお開きください。

第13款諸支出金は1,000万円の増額です。これは、企業版ふるさと応援金を基金に積み立てるための増額補正であります。

なお、31ページに地方債の現在高等に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、議案第5号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号について説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○白川正樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

**○白川正樹議長** 日程第22、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

1人目は、住所、まんのう町東高篠、氏名、久留嶋一之です。

2人目は、住所、まんのう町吉野、氏名、有信隆雄です。

3人目は、住所、まんのう町後山、氏名、末久和幸です。

人権擁護委員は人権擁護委員法を根拠として、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。

まんのう町におきましては、現在、8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されているところでございます。

また、人権擁護委員の任期は3年でありまして、満濃地区の久留嶋一之氏、同じく満濃

地区の有信隆雄氏、仲南地区の北山信夫氏の3名が、令和4年12月31日をもって任期を迎えます。

このうち、満濃地区の久留嶋一之氏、同じく満濃地区の有信隆雄氏の2名につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き、人権擁護委員として推薦するものであります。

一方、仲南地区の北山信夫氏につきましては、令和4年12月31日の任期満了をもって退任されますので、後任者として仲南地区の末久和幸氏を人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たに人権擁護委員として推薦するものでございます。

以上、3名の方につきましては、地域において積極的に様々な活動に参加し、地域社会で信頼されております。このほか、人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○白川正樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号は人事案件でございますので、委員会付託及び討論を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

これより、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。本件については、適任として答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9月6日、午前9時30分といたします。本議場に御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。

**散会 午後1時56分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員